

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、後藤治1号池共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）後藤治1号池地区）を行うことについて令和2年10月29日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において令和2年11月13日から同年12月3日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造